

## 入札説明書等の正誤表について

新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業については、1月7日に総合評価一般競争入札公告を行うとともに、入札説明書等を公表しましたが、その内容について次の正誤表のとおり修正することとします。

## 記

## 契約書（案）

頁	箇所	誤	正
26	第72条	業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービス料相当額を年率8.25%の損害金を付して還付しなければならないこととする。	業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービス料相当額を年率3.6%の損害金を付して還付しなければならないこととする。
27	第75条第1項	県が本契約に基づいて履行すべきサービス料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、年率8.25%の遅延損害金を支払うものとする。	県が本契約に基づいて履行すべきサービス料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、年率3.6%の遅延損害金を支払うものとする。
31	第93条	事業者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を県の指定する期間内に支払わないときは、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年率8.25%の割合で計算して得た額の遅延利息を徴収するものとする。	事業者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を県の指定する期間内に支払わないときは、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年率3.6%の割合で計算して得た額の遅延利息を徴収するものとする。